Essay
In My Life

ジェンダーについて考えるⅡ

～その定義をめぐる検証と考察～

シンキング・バーズ
日本語研究班

「ジェンダー」を日本語で理解するために

国連が提唱するＳＤＧｓ（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、1990年頃から本格的な取り組みが始まった人権（human rights）に基づく国連による「人間開発（Human Development）」計画の、現時点における最新モデルです。17項目の開発目標が掲げられていますが、その一つに「ジェンダー平等（Gender equality）」があります。その「ジェンダー」は、概念をめぐって多くの議論があったと言われ、理解がむずかしい単語の一つです。

単語としての“gender”は、「性的差異」という日本語訳をあてていた時代が、かつてありました。しかし、その訳語は、“gender”の意味を十分に反映していないとして、現在は「ジェンダー」とカタカナ表記するのが一般化しています。

ところが、その「ジェンダー」は、日本人には理解が難しいという弊害が生じました。いわゆる《カタカナ語問題》を担う単語の一つになったのです。そのためボクは、前回の考察では、ボクなりの仮訳として「性的社会規範」という訳語をあてました。それが妥当な訳語かどうかは、可否の評価に委ねるしかありません。

ここでは、「ジェンダー」について深掘りしながら、前回に続く再考察を試みます。

●“gender”の語源

ボクの手元にある英和辞典によると、“gender”の意味は「性」となっていて、主に文法上の性別を表す概念としています。ここでの「性」は、生身の男女というより、言語的男女だというのです。確かにドイツ語やフランス語、スペイン語などには性詞があり、「男性名詞／女性名詞」のように区分されます。その文法上の「性」は、他品詞の用法を変化させます。各言語に応じたその文法が、ここでの主な「性」の意味としています。日本語の「男ことば」「女ことば」に相当するかもしれませんが、そのような言語用法に関わる概念を、日本語に置き換えることは、そもそもとても困難です。

その“gender”は、“general（一般的な／全般的な）”と同語源の単語と考えられています。欧米語に共通の語源とされ、ラテン語まで遡ると、“genus”という中性名詞にたどり着きます。その“genus”は、ボクの手元のラテン語辞書による記載では、意味が多様です。

【ラテン語の genus の意味】

1. 出自、血統、家系
2. 高貴な生まれ
3. 民族、国民
4. 子孫
5. 種類、種族
6. 性

7. 文法上の性、態、法
8. 論理学上の類
9. 集団、階級、身分
10. 方法、様式

この多様な意味は、その祖形と考えられる“genō＝gignō（産む／生じる／生まれる）”から派生したと推測できます。“genō”の派生語“gens”という女性名詞には、「氏族／全世界／種類／血統／民族／地域」などの意味があるとしています。“gens”は、女性が子供を「産む（genō）ことで生じた結果（一族など）」を表す集合名詞とみなせます。

このように考察すると、“gender”の根底には「産む（女性特性）」があると推測され、その結果生じた集合体（家族／種族／民族）に関する拡張用語と考えることが可能です。“common（共通の）”に近似していますが、「母集団」のようなニュアンスが強いのです。そこに、世界の始まりに「ことば」があるとする聖書的言語観が作用し、母系的言語特性、つまり、「ある種族に固有な性的な言語性」を指すようになったのかもしれません。類語の“general”は、ある種族の女性寄り目線での「普通の」となります。

このような考察を踏まえた“gender”の日本語化は、やはりかなり困難です。「ある種族に固有な性的な言語性」と説明しても、困惑が進むばかりです。ボクが仮訳した「性的社会規範」は、その点で少しは理解を進める可能性があるかもしれませんが、不十分という自覚はあります。では、どういう日本語が良いのか、やはり「男らしさ」「女らしさ」なのかという課題になります。

●WHOが唱える「性的健康」

国連が唱えている「ジェンダー平等（Gender equality）」は、男女間の暴力行為の廃絶はもとより、さまざまな要因による男女差別や格差の撤廃を目指すものです。その根底には、男女の「人権（human rights）」は平等で、身体的なちがいや社会的環境に左右されないとする理念があります。

しかし、実態として男女間には身体的なちがいがあり、それによって社会的制約を受ける現状があります。その男女間のちがいを踏まえた「平等」を前進させるため、WHOは、保健衛生の観点から見た「性的健康（sexual health）」という指標を提示しています。その国際的指標を考察し、前項の課題に迫りたいと思います。

WHOが唱える「性的健康」は、次のように定義されています。

> セクシャリティに関して身体的、感情的、精神的、社会的に幸福な状態（a state of physical, emotional, mental and social well-being in relation to sexuality）（巻末に全文）

ここで「幸福」とした語は、“well-being”で“happiness”ではないため、「健康的な福利」と考えて良いと思われます。主に女性の身体と社会的関係に関する安心・安全です。難解なのは、「セクシャリティに関して・・・」と条件づけている“sexuality”です。WHOの定義で“sex（性別）”は、「女性または男性として定義する生物学的特性（the biological characteristics that define humans as female or male）：性行為は指さない」です。その上で“sexuality”の定義を、次のように述べています。

> ヒトの生涯の中心的な側面の一つに、性別、性同一性、（性的）役割、性的指向、エロティシズム、（性的）喜び、（性的）親密さ、生殖が含まれる。セクシャリティは、思考、空想、欲望、信念、態度、

価値観、行動、実践、役割、人間関係によって経験され、体現される。（中略）セクシャリティは、以下の相互作用に影響される。生物学的、心理的、社会的、経済的、政治的、文化的、法的、歴史的、宗教的及び精神的（心を含む身体特性と生活環境の全般的）な相互作用。

（a central aspect of being human throughout life encompasses sex, gender identities and roles, sexual orientation, eroticism, pleasure, intimacy and reproduction. Sexuality is experienced and expressed in thoughts, fantasies, desires, beliefs, attitudes, values, behaviours, practices, roles and relationships. ・・・・・ Sexuality is influenced by the interaction of biological, psychological, social, economic, political, cultural, legal, historical, religious and spiritual factors.）

ここで述べている「セクシャリティ」とは、性別で現れるある種の様態（modes）のことです。そこには、表面的には分かりにくい心理的要素と、態度や実践行動（ファッションなど）のような外観的要素、そして、性行為があります。それは、個々人の身体特性だけでなく、生活環境のさまざまな作用に影響されて、現れるとしています。例えばファッションは、流行や年齢、民族などで多様性がありますが、一般的に男女別の服装パターンがあり、社会環境に大きく影響されます。その服装は、心理や仕草に影響を与え、その「性」を表す様態を、「セクシャリティ」としています。

つまり、「セクシャリティ」は、個々人の身体特性と、直接または間接の社会的要因が作用し合い、年齢に応じた現れ方をする生涯的（throughout life：一生もの）様態だと述べています。日本語の「男らしさ」「女らしさ」は、これに近いニュアンスです。男女の身体特性と社会的要因が影響し合った日本語的な様態イメージと言えます。

では、「性的健康」という提唱の中で、「セクシャリティ」と「ジェンダー」は、何がどのようにちがうのでしょう。

この「性的健康」に関するＷＨＯの記述の中で、“gender”という単語は、３度使われています。いずれも熟語としての使用で、“gender identity”とその複数形、そして、“gender norms”です。ＷＨＯは健康保健機関のため、「性的健康」は主に、性感染症や妊娠・中絶のような身体的側面を中心としたアプローチです。その中で“gender identity（性同一性）”は、精神的側面からのアプローチと言えます。現状では精神疾患の一つとされる「性同一障害（Gender identity disorder）」（身体上の性別と心理上の性別が合致しない症状。2022 年以降は疾患から除外）を意識した性的自己認識のことです。“gender norms（性的規範）”は、性暴力や風習としての性器切除のような社会悪に踏み込んだアプローチです。

つまり、「性的健康」は、精神面を含む身体上の健康（心身の健康）と、社会的な男女間の福祉（性的悪弊の廃絶）と理解できます。その枠組みの中で「セクシャリティ」は、性別的な様態という位置づけです。その上で「ジェンダー」は、経済面など健康保健以外の分野に及ぶ、性的規範などの全般的な形態（forms）と言えます。《ジェンダーコセクシャリティ》という関係性です。

●法律上の「性」と同一性

かつて「ジェンダー」を「性的差異」と訳して問題視されたのは、男女差によって負う社会的役割や風習的な決めつけなど、ある種の社会規範に関わる要素が、十分に伝わら

ないという評価があったためと理解しています。「性的差異」は、身体上のちがいを指すという誤解を生みやすく、性別で生じる社会的慣行や思い込み、役割分担の仕組みや経済的評価のような要素が、汲み取りにくいと評価されたように思います。

身体上の「性」は、それに基づいて法律上の「性」を決定します。一般的に「性別」は、出生時の身体特性で識別され、出生届によって法律上の「性」になります。法律上の「性」とは、文字上の「性」で、大半のヒトは、その「性」に応じて人生を歩むことになります。法律上の「性」は、社会的な「性＝ジェンダー」なのです。

しかし、そこで決定する法律上の「性」は、生物学的な「性」に同調するとは限らないことが、明らかになりつつあります。一般的に遺伝子学上の「性」は、性染色体の組み合わせが、男性は XY 型、女性は XX 型と言われています。それは、精子と卵子の受精時に決まり、生涯的とされています。ただし、誕生時に性別判定が不能な「性分化疾患（disorders of sex development）」のように、「性別」の線引きは、恣意的にならざるを得ないケースがあるとされています。遺伝子の組み合わせが、通常とは異なるケースでも、法律上の「性」は恣意的に決定されることがあるとされています。

このことから、性的特性には元来、グラデーション模様のような強弱があり、男女共に男性性と女性性に、振れ幅があると考えられるようになりました。というより、ボクたちは体験的に、男性的な女性や女性的な男性はいて、その度合いに個人差があると認知していて、「性格（personality）」と呼んで来ました。それはまた、年齢で変わることを知っています。そして、その強弱には、生活環境やメディアなどの社会的要素が、かなりの割合で影響するのです。

下図は、そのことを概略的に示した図です。男女共に「男らしさ」「女らしさ」の振れ幅が、各性別と合致する傾向が高い（各性の左側）ほど、性同一性（gender identity）が高く、「～らしく」なります。逆にそれが低い（各性の右側）ほど、「～らしくない」となります。そして、最も重要なのは、大半のヒトは、左側寄り傾向があるとはいえ、その間のどこかにいて、「男らしさ」「女らしさ」が並存しているということです。その偏りには、個人差があるのです。

となると、誕生時に決まる法律上の「性=ジェンダー」と個人差がある様態的な「性＝セクシャリティ」は、振れ幅の大小によって、個々にギャップを生むことになります。「性同一性障害」が精神疾患から除外されるのは、大半のヒトは、程度差こそあれ、完全な性同一性（gender identity）などないまま生きているためと理解できます。つまり、法律上の「性＝ジェンダー」には、誰にでも多少の性的ギャップがあるのです。

●国連が定義する「ジェンダー」

人生における性的な役割に、生殖（reproduction）が含まれていることは確かです。女性の場合、妊娠・出産を担う身体特性があり、WHOが唱える「セクシャリティ（性的様態）」の一要素となっています。しかし、生

◆「男らしさ」「女らしさ」の強弱

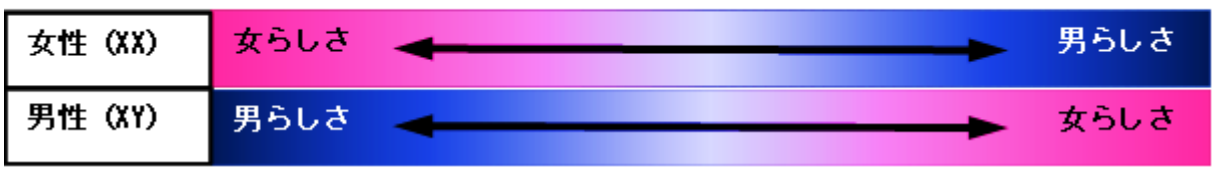

殖は、「セクシャリティ」全体の一部にしか過ぎないことも確かです。

「ジェンダー」は、そのような「セクシャリティ」概念を含んでいます。「ジェンダー」は、性別に応じたさまざまな社会的関係性を表しますが、これまでの考察を踏まえ、「ジェンダー平等」を考える前提として、その定義の検証を試みます。

国連は、「ジェンダー」を下記のように定義しています。

> 男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女児と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係（the social attributes and opportunities associated with being male and female and the relationships between women and men and girls and boys, as well as the relations between women and those between men.）（日本語訳は「国連女性機関日本事務所」による：巻末に全文）

ここで述べている“social attributes and opportunities”は、全世代にわたる男女の関係性や同性同士の関係性です。「社会（society）」は、ヒト同士の関係で成り立っていますが、そこには性別概念がありません。そのため、社会を構成する男性と女性に、「ジェンダー」という用語を当てることで、社会における男性性と女性性を表していると言えます。「ジェンダー」は、社会の構成を性別で示す用語と理解できます。しかし、「ジェンダー」の総和＝「社会」ではなく、「社会的・文化的背景（socio-cultural context）」の一部としています。

ここで「属性」としている“attributes”は、「割り当て／区分け」のようなニュアンスと理解でき、「役割／行動形態／文化形態／社会的責任／従属関係」のような、ある種の固定的要素を指すと考えらます。また、「機会」としている“opportunities”は、どちらかと言えば動的な要素で、例として「就学機会／就職機会／結婚機会／昇進機会」のようなことを指すと考えられます。

そして、「ジェンダー」は、「社会的に構築され（socially constructed）」、「社会化される過程を通して（through socialization processes）」で身につくとしています。「ジェンダー」の形成には、社会が大きく影響するというのです。さらに、それは「時代や背景に特有（context/ time-specific）」なもので、「変化しうる（changeable）」としています。つまり、「ジェンダー」は、ある社会に普遍的なものではなく、可変的だという訳です。「男らしさ」「女らしさ」は、日本語固有の様態概念ですが、それは時代によって変化するということです。

また、「ジェンダー」は、ある社会的背景の中で、「女性または男性として期待され、許容され、評価される（is expected, allowed and valued in a women or a man）」ことを決めるとしています。「男らしさ」「女らしさ」を決めるのは、「期待（except）」「許容（allow）」「評価（value）」の性的価値観だという訳です。その上で国連は、多くの社会で男女間には「相違と不平等（differences and inequalities）」があるとしています。

●「ジェンダー」の日本語訳をめぐって

国連による「ジェンダー」の定義は、ボクとしては一定の納得ができます。しかし、解説を施すほど、「ジェンダー」を難解にしてしまいます。日本語としての簡潔な表記を、検討せざるを得ないのですが、それが、予期せぬ誤解を招いたのでは、元も子もないことになります。

ボクが仮訳とした「性的社会規範」は、“gender norms”または“gender rules”をイメージさせると言えます。性別によって決まる役割分担や行動様式、ことばづかいやステレオタイプのような、良し悪しは別にした社会的基準（どちらかと言えば固定観念）を想起させます。しかし、そこに足りないのは、男性と女性との社会的な繋がり（relations between／relationships between）のニュアンスです。そこには、同性同士の繋がりが含まれています。その“between”には、動的（流動的）要素があると言え、固定観念だけを語るとすれば、やはり不十分です。両方のニュアンスを伝える日本語が、求められるということです。

“gender relations”とは、男女間の関係性のことで、社会的発言力とか、賃金格差とか、性的マイノリティーの社会的地位のようなことを含みます。ある社会が持つ性的関係性のことで、「内助の功」のような日本的な価値観も、含まれるかもしれません。「内助の功」に関しては、ボクの個人的意見では、当事者同士の意識の問題で、賛否による一律化は不要という考えです。「内助の功」の解釈誤差はともかく、それは一つの文化形態であり、有能な副官を志す女性の意志まで否定するのは、本末転倒と判断するからです。また、男性から女性、同性同士の「内助の功」があっても良いのです。そのような双方の合意に基づく合法的な性的関係性を示す用語は、「ジェンダー」概念の中での“relationships”の一つです。その関係性が双方にとってシアワセならば、否定する余地はないはずです。

いずれにしても、性的な“relations”または“relationships”には、多くの課題があることは確かです。「ジェンダー平等」に関して、国際的評価が低いとされる日本は、それを克服する努力を迫られています。ここで言う「ジェンダー平等」とは、性暴力の根絶や家事労働の不平等の解消といった、ある意味ではネガティブな側面に対するアプローチと、国連が進めて来た「人間開発」に即した女性の能力開発というポジティブな側面に対するアプローチがあります。後者は主に、女性の社会進出と女性が社会的リーダーシップを発揮する機会の確保などです。おおむね日本の女性は、前者は負担軽減、後者は負担増加と受け止めると思われます。負担軽減は歓迎、その増加は拒否という一般性があると推測されます。

「ジェンダー平等」とは、女性の家事労働や子育てなどの男女不平等の解消に努める一方で、女性自身が能力開発に努力し、その能力を社会に還元する責任を負うということです。日本の女性は、社会に対する責任あるアプローチに対して、消極的な面があるのは否めないとされています。そこには、男女観に対する歴史的背景や性的社会通念などが、作用していると考えます。

「ジェンダー」とは、**「性的社会規範による人間関係の動形態」**です。その「平等」の基本にあるのは、男女間の相互リスペクトです。現実的な男女不平等は、社会システムの構造問題という側面が大きいことは確かですが、その社会システムを構成しているのはヒトであり、ボクたち自身です。

●日本語品質と「ジェンダー平等」

冒頭で述べたように、「ジェンダー」は、言語における文法上の「性」を表す用語から、拡張した概念と考えられます。今回の考察を締めくくるにあたって、言語における「ジェンダー」に立ち返って、まとめとします。

ボクは冒頭で、言語における文法上の「性」は、欧米語の「男性名詞／女性名詞」、日本語の「男ことば／女ことば」のような区分

を指すと書きました。しかし、言語文法は、性的用法だけで成り立っている訳ではありません。むしろ、それは文法の一部で、国連が定める「ジェンダー」は全体の一部との定義通りです。文法上の「性」は、欧米語の場合、「中性名詞」として扱われる用語があり、相当の割合を占めます。日本語の場合も、標準的な「共通語」は、基本的には「中性（無性）」指向の言語形態です。

日本語における「男ことば」「女ことば」は、ボクが前回の考察で書いたように、歴史的には「女ことば」を「男ことば」の下位にみなす傾向がありました。しかし、その認識は、必ずしも正しいとは言えません。ボクが書いたのは、公的な日本語（公用語）から見た私的な日本語（日常語）の扱いのことで、「女（和歌）ことば」は歴史的に、公用語にはならなかったという意味です。日常語の場合、その素地は基本的に和語ですが、歴史的に粗暴な面が多い「男ことば」と「女ことば」の差は、不明瞭です。地域によっては「男ことば＝女ことば」、つまり性差がないケースがあったと考えられます。言語上の男女差の分岐は、日常語の場合は、時代や地域によって異なるとみなせます。

その上で、公用語としての日本語（いわゆる「共通語」）について述べます。前回の考察でも述べたように、近代日本語は、戦後の日本語改革で、「ひらがな（女性表象）」を公用の日本語に組み込みました。公用文書のカタカナ表記（男性表象）を止め、ひらがな表記が推奨されたのです。その点は、「ジェンダー平等」の観点では評価すべきで、結果的に近代日本語は、女性性を組み込んで中性化に向かったとボクは考えます。

ただし、その変化は段階的で、難解な漢字熟語（男性表象）やその用法の改善には、一定の時間を要しました。それは現在も進行中で、分かり易い用法への変化と捉えています。「共通語は基本的に中性」とは、男性性と女性性が中和するベクトルで変化しながら、中性化して来たという認識です。

言語の中性化は、性差を意識させないという意味では「ジェンダー平等」です。しかし、本質的な「ジェンダー平等」は、「男ことば」と「女ことば」は平等ということで、《ちがうは平等》ということです。これは、「地域のことば（dialect）」についても言えることで、「共通語」を使えば言語上の「平等」が実現したとするのは誤りです。言語上の自己同一性（identity：自分らしさ）の相互承認が「平等」な訳で、「地域のことば」「男女ことば」は、「自分らしさ」の表現ツールの一つとして「平等」なのです。

もちろんボクは、言語の中性化を否定するつもりはありません。中性化した言語文法は、けして悪ではなく、むしろ「平等」を担保します。ただ、日常会話には「男ことば」「女ことば」の要素があり、それが原因で男女不平等が生じるとすれば、「男ことば」の語法を改善するとか、「女ことば」の平等性をリテラシーに訴えて解消するとかの対処が必要になります。

「男ことば」「女ことば」は、「男らしさ」「女らしさ」を表す一要素です。ただし、それは、鏡の中の「ジェンダー」であり、その全体像ではありません。ヒト同士の社会的関係性（人間関係）、つまり、「男らしさ」と「女らしさ」の関係性（relationships）は、鏡の外側にあることが多いと言えます。

「ジェンダー平等」には、数値上の実態と社会規範上の意識とがあります。社会規範上の意識には、いわゆる「常識」が含まれます。「常識」が変化することは、今や「常識」です。ヒト同士の「平等」が担保されるためには、「らしさ（男／女／自分）」を承認し合える質の良い日本語が望まれます。

（2021 年 5 月 29 日）

■ 国連による「ジェンダー」の定義 ■

Gender:

refers to the social attributes and opportunities associated with being male and female and the relationships between women and men and girls and boys, as well as the relations between women and those between men. These attributes, opportunities and relationships are socially constructed and are learned through socialization processes. They are context/ time-specific and changeable. Gender determines what is expected, allowed and valued in a women or a man in a given context. In most societies there are differences and inequalities between women and men in responsibilities assigned, activities undertaken, access to and control over resources, as well as decision-making opportunities. Gender is part of the broader socio-cultural context. Other important criteria for socio-cultural analysis include class, race, poverty level, ethnic group and age.

ジェンダーとは、男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女児と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味します。こういった社会的属性や機会、関係性は社会的に構築され、社会化される過程において学習されるものです。これらは時代や背景に特有であり、変化しうるものです。

また、ジェンダーは一定の背景において女性・または男性として期待され、許容され、評価されることを決定します。殆どの社会では、課せられる責任や負うべき活動、資金・資源へのアクセスと支配、意思決定の機会において、女性と男性の間に違いや不平等が存在します。ジェンダーはより広範な社会・文化的背景の一部でもあります。社会・文化を分析する上で（ジェンダー以外の）他の重要な基準として、階級や人種、貧困レベル、民族や年齢などがあります。

（日本語訳は「国連女性機関　日本事務所」による）

■ ＷＨＯによる「Sexual health（性的健康）」の定義 ■

Sexual health:

a state of physical, emotional, mental and social well-being in relation to sexuality; it is not merely the absence of disease, dysfunction or infirmity. Sexual health requires a positive and respectful approach to sexuality and sexual relationships, as well as the possibility of having pleasurable and safe sexual experiences, free of coercion, discrimination and violence. For sexual health to be attained and maintained, the sexual rights of all persons must be respected, protected and fulfilled.

セクシュアリティに関連して身体的、感情的、精神的、社会的に幸福な状態。それは単に、病気による健康阻害、機能不全または虚弱がないことを指すものではありません。性的健康には、セクシュアリティと性的関係への前向きで敬意のあるアプローチ、また、強制や差別や暴力のない、楽しく安全な性的体験の可能性が必要です。性的健康が達成され、維持されるためには、すべての人の性的権利が尊重され、保護され、履行されなければなりません。

（日本語訳は Google 自動翻訳を加筆修正）

【出典及び参考文献】

・岩崎民平／小稲義男監修『新英和中辞典』(1977 年、研究社)
・水谷智洋編『改訂版　羅和辞典』(2009 年 3 月、研究社)
・桑名一博編『西和中辞典』(1987 年 2 月、小学館)
・福井毅ほか編『ロワイヤル仏和中辞典』(1989 年、旺文社)
・国松孝二編『独和大辞典』(1990 年 1 月、小学館)
・新村出編『広辞苑 第二版補訂版』(1982 年 11 月、岩波書店)
・亀井孝、河野六郎、千野栄一編著『言語学大辞典セレクション「日本列島の言語」』(1997 年 1 月、三省堂)
・横田洋三ほか監修『ＵＮＤＰ 人間開発報告書 2000―人権と人間開発 (日本語版)』(2000 年 11 月、国際協力出版会)
・国連“Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development”(2015 年 10 月 21 日版：ＳＤＧs) https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E
・外務省「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (同上の国連文書の仮訳版：ＳＤＧs)」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf
・ＷＨＯ“Sexual health―Overview／Definitions／Issues”(「性的健康」の定義など、2021 年 5 月 24 日閲覧)
https://www.who.int/health-topics/sexual-health
・総務省 e-Gov 法令検索「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2021 年 5 月 24 日閲覧) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC1000000111
・日本精神神経学会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第４版改)」(2018 年 1 月、性同一性障害に関する委員会)
https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/gid_guideline_no4_20180120.pdf
・世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会 (WPATH)「トランスセクシュアル、トランスジェンダー、ジェンダーに非同調な人々のためのケア基準 (第７版)」(2021 年 5 月 30 日閲覧)
https://www.wpath.org/media/cms/Documents/SOC%20v7/SOC%20V7_Japanese.pdf
・ＷＨＯ“WHO/Europe brief – transgender health in the context of ICD-11”(「性同一性障害」の精神疾患からの除外、2021 年 5 月 30 日確認)
https://www.euro.who.int/en/health-topics/health-determinants/gender/gender-definitions/whoeurope-brief-transgender-health-in-the-context-of-icd-11#402742
・一般社団法人日本小児内分泌学会「性分化疾患」(2021 年 5 月 24 日閲覧)
http://jspe.umin.jp/public/seibunka.html
・国連女性事務局 (ＵＮＷＯＭＥＮ)“Gender mainstreaming : Concepts and definitions”(「ジェンダー」の定義、2021 年 5 月 24 日閲覧)
https://www.un.org/womenwatch/osagi/conceptsandefinitions.htm
・国連女性事務局 (ＵＮＷＯＭＥＮ) 日本事務所「ジェンダーとは？」(同上の日本訳、2021 年 5 月 24 日閲覧)
https://japan.unwomen.org/ja/news-and-events/news/2018/9/definition-gender

シンキング・バーズ新書

ジェンダーについて考えるⅡ

2021 年 5 月 29 日（初版）発行

著　者 ： シンキング・バーズ
　　日本語研究班
発行者 ： 遊佐　芳泰
発行所：**シンキング・バーズ**
　〒021－0821
　岩手県一関市三関字神田１０５番５号
　電話／ＦＡＸ　0191－23－0724
※この論考の著作権は、図表を含めてシンキング・バーズに帰属しています。複写、無断転載、無断転用は固くお断りします。